

安倍晋三内閣総理大臣様 菅義偉官房長官様 加藤勝信厚生労働大臣様  
自民党幹事長様 政調会長様 総務会長様 厚生労働部会長様  
公明党御中 与党国会議員の皆さま

## 「望まない受動喫煙防止」の公約遵守をお願いします

1. 2018/2/22 の厚労省提案の、自民党及び公明党の厚労部会への「健康増進法の改正案」は、2017年10月の衆院選の自民党の公約「望まない受動喫煙をなくすため、法整備も含め受動喫煙対策を徹底します」、また今年1月の通常国会冒頭の施政方針演説での安倍総理の「二年後の東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙防止対策を徹底します」に照らしても、骨抜き&ザル法 となってしまう。

(マスメディアも全てが強く批判しており、例えば全国紙・地方紙の社説などをご覧ください⇒  
<http://notobacco.jp/pslaw/> )

2. 客席面積百平方メートル以下で資本金5千万円以下の既存飲食店は、店頭「喫煙可」と表示すれば喫煙を認める。また、原則禁煙の建物内であっても「喫煙専用室」(飲食は不可)を設ければ喫煙できるとし、厚労省の試算では、55%の飲食店が喫煙可になり、東京都内では大半の飲食店が喫煙可能になるとみられています。

これでは子どもや妊婦・未成年者を含む国民の84%を占める非喫煙者の健康はとうてい守られません。それに喫煙可の店の従業員の健康危害はどうでもよい、のでしょうか？

3. 加熱式タバコも規制に加えるが、一般的な紙巻きタバコよりも緩やかな内容で、加熱式専用の「喫煙室」を設ければ、飲食しながらの喫煙を認める。とのことですが、これでは従業員の健康は守られません。

4. 厚労省によると、5年間で3割強の飲食店が入替わり「喫煙できる店は減っていく。将来に向けて対策が前進していく案だ」は、「望まない受動喫煙」が改善されることを保証するものではないし、多くの飲食店で「望まない受動喫煙」状態が今後も長く続くことは許されることではありません。

5. このことは、WHOとIOCの「タバコのない五輪」推進の国際的ルールに反することになりますし、国・厚労省として、総理・官邸として、また政権与党として、国民への公約・約束を破ることになります。

国民の健康を受動喫煙の危害から守るために、原則「屋内禁煙」の受動喫煙防止徹底の法改正をよろしくお願い申し上げます。

2018年2月26日

子どもに無煙環境を推進協議会

〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-21-1-702